第２３期第１２回
松浦海区漁業調整委員会

日時　令和８年４月21日（火）15時から
場所　唐津市水産会館　研修室
（唐津市海岸通り 7182－217）

次　　第

１　開　　会

２　議　　題

(1)　松浦海区における漁場計画（案）について（協議）・・・・・・・・・・・Ｐ１～８
(2)　佐賀玄海漁業協同組合高串支所における
　　マガキ試験養殖について（協議）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９～19
(3)　潜水器（うに簡易潜水器）漁業特認許可方針について（諮問）・・・・・P20～23
(4)　その他

水産第215号
令和８年４月20日

松浦海区漁業調整委員会
会長　川嵜　和正　様

佐賀県知事　山口　祥義

松浦海区における区画漁業の漁場計画の変更について（協議）

令和５年９月１日付で免許した区画漁業権について、漁場計画（案）を別添のとおり定めたいので、漁業法第64条第４項の規定により貴会の意見をお聴かせください。

担　当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、吉田
電　話：０９５２－２５－７１４５
ＦＡＸ：０９５２－２５－７２７４

漁場計画（案）

（令和８年４月）

松浦海区

区　画　漁　業

1　区画漁業

（1）　公示番号　　別表のとおり

（2）　免許の内容たるべき事項

ア　漁業の名称　　別表のとおり

イ　漁業の時期　　別表のとおり

ウ　漁場の位置　　別表のとおり

エ　漁場の区域　　別表のとおり

（3）　制限又は条件

ア　漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない

イ　養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない

ウ　わかめ養殖業においては、毎年５月３１日までに養殖施設を除去しなければならない。

（4）　免許予定日　　令和８年10月１日

（5）　申請期間　　令和８年７月１日から令和８年８月７日まで

（6）　関係地区　　別表のとおり

備考

存続期間　　令和８年10月１日から令和10年８月31日まで

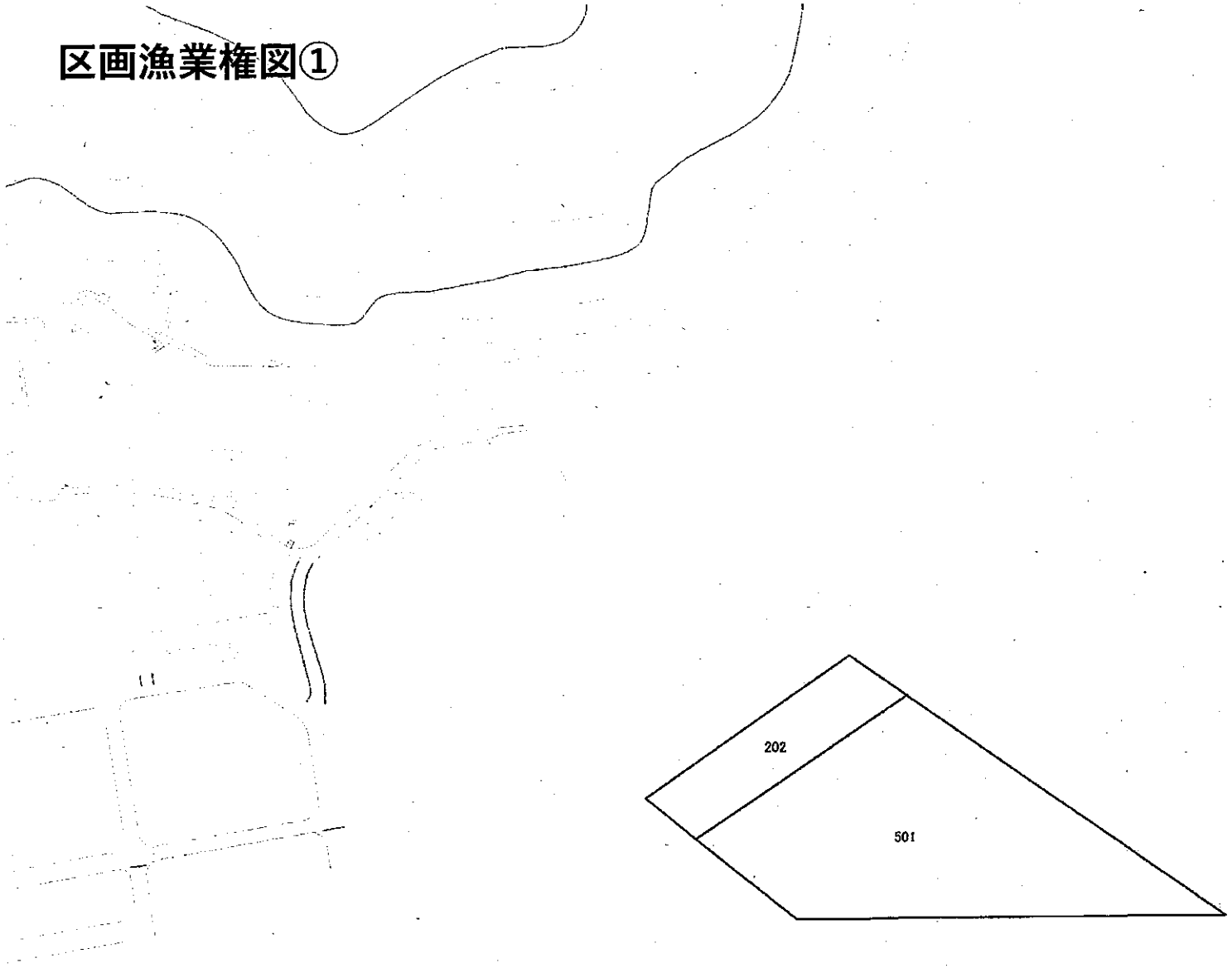
漁場計画図　　別図のとおり

別表

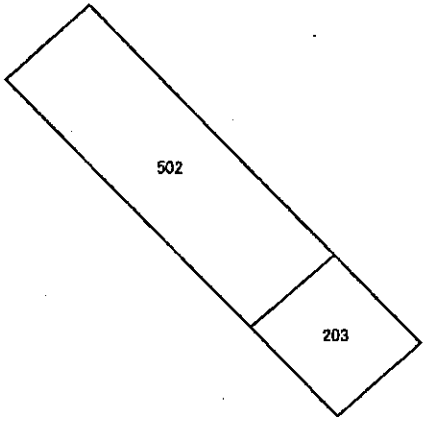
公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松区第２０１号	わかめ養殖業	10月１日から翌年５月31日まで	唐津市浜玉町渕上地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線よって囲まれた区域 点ア：北緯　33度 27分 45秒 東経　130度 02分 07秒 点イ：北緯　33度 27分 40秒 東経　130度 02分 12秒 点ウ：北緯　33度 27分 40秒 東経　130度 02分 11秒 点エ：北緯　33度 27分 45秒 東経　130度 02分 06秒	唐津市浜玉町	団体漁業権	漁業の時期の延長
松区第2-0２号	わかめ養殖業	10月１日から翌年５月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯　33度 28分 17秒 東経　129度 58分 13秒 点イ：北緯　33度 28分 15秒 東経　129度 58分 09秒 点ウ：北緯　33度 28分 15秒 東経　129度 58分 08秒 点エ：北緯　33度 28分 18秒 東経　129度 58分 12秒	唐津市西唐津、大島及び唐房	団体漁業権	漁場の縮小
松区第２０３号	わかめ養殖業	10月１日から翌年５月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯　33度 29分 07秒 東経　129度 57分 36秒 点イ：北緯　33度 29分 05秒 東経　129度 57分 34秒 点ウ：北緯　33度 29分 07秒 東経　129度 57分 32秒 点エ：北緯　33度 29分 09秒 東経　129度 57分 34秒	唐津市西唐津、大島及び唐房	団体漁業権	漁場の縮小

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松区第５０１号	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯　33度 28分 17秒 東経　129度 58分 13秒 点イ：北緯　33度 28分 15秒 東経　129度 58分 09秒 点ウ：北緯　33度 28分 13秒 東経　129度 58分 11秒 点エ：北緯　33度 28分 13秒 東経　129度 58分 20秒	唐津市西唐津、大島及び唐房	団体漁業権	漁場の拡大
松区第５０２号	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯　33度 29分 09秒 東経　129度 57分 34秒 点イ：北緯　33度 29分 07秒 東経　129度 57分 32秒 点ウ：北緯　33度 29分 12秒 東経　129度 57分 26秒 点エ：北緯　33度 29分 13秒 東経　129度 57分 27秒	唐津市西唐津、大島及び唐房	団体漁業権	漁場の拡大
松区第５３５号（予定）	かき垂下式養殖業	１月１日から12月31日まで	唐津市肥前町大字星賀柿ノ浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯　33度 27分 17秒 東経　129度 47分 54秒 点イ：北緯　33度 27分 15秒 東経　129度 47分 54秒 点ウ：北緯　33度 27分 14秒 東経　129度 47分 56秒 点エ：北緯　33度 27分 15秒 東経　129度 47分 57秒	唐津市肥前町鵜牧、納所、入野、星賀、晴気及び向島	団体漁業権	新規 制限及び条件：当該漁業権に係る区画漁業で養殖されるかき類は、松区第515号、533号および551号に係る区画漁業で養殖の用に供される施設から移送されたものでなければならない。

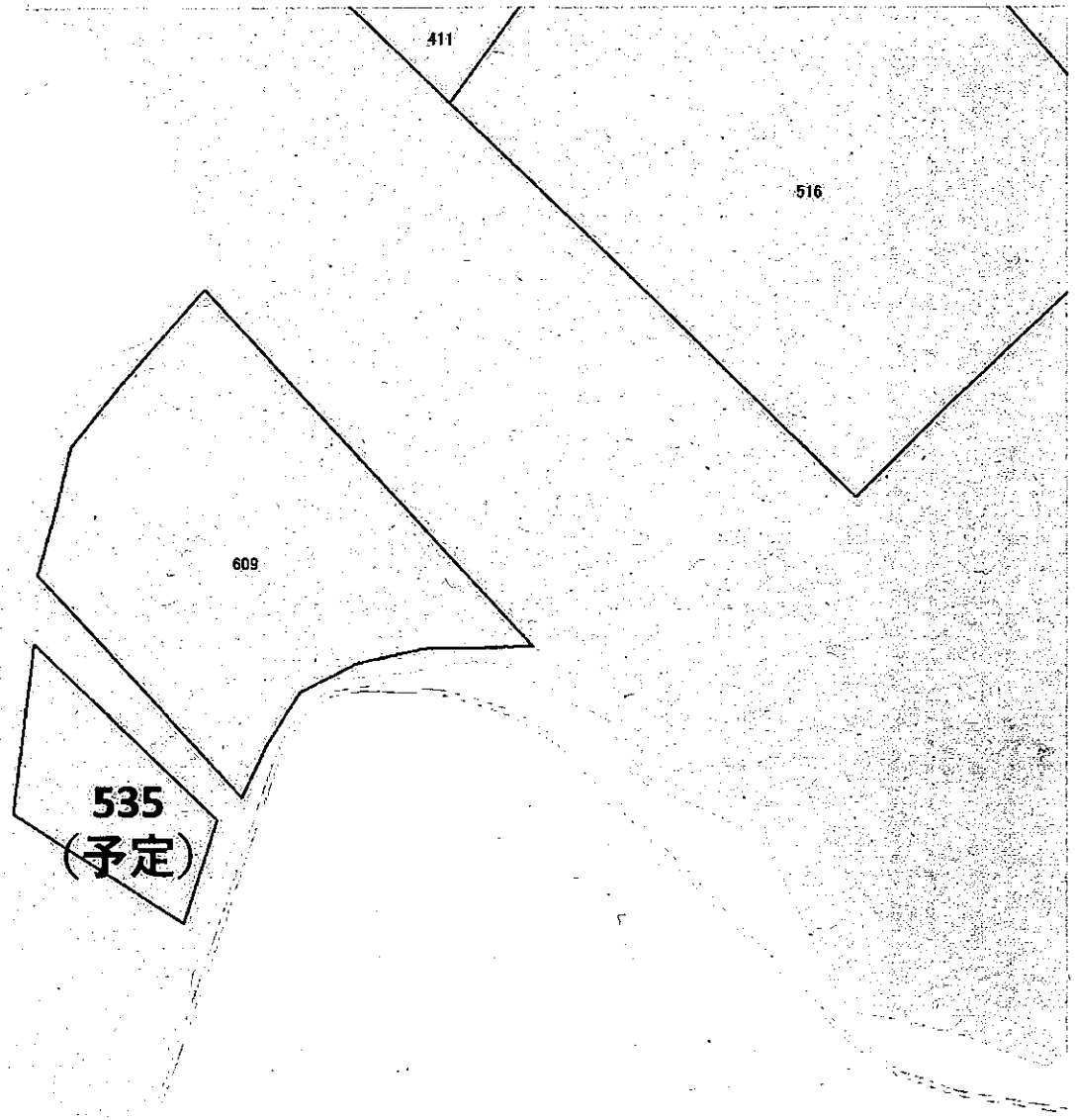
区画漁業権図①



区画漁業権図②



区画漁業権図③



水 産 第 235 号
令和８年４月 15 日

松浦海区漁業調整委員会
会 長　　川 嵜 和 正　　様

佐賀県知事　山 口 祥 義

佐賀玄海漁業協同組合高串支所におけるマガキ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、試験養殖処理要綱第４条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

高串地区マガキの天然採苗試験養殖結果報告書（中間）

目的

高串地区（阿漕）におけるマガキの安定的かつ効率的な天然採苗技術の確立を図る

■試験概要

①方法

・５月：採苗棚（縦15m×横3m×高さ2.5m）準備

・６月：ホタテ殻垂下連50連を採苗棚に設置し、天然採苗

・７～９月：中間育成（抑制）

・１月～：松区第520号で本養殖開始

・適宜、生残成長を測定





② スケジュール

試験養殖期間　令和７年５月～令和８年４月

	R7.5月初旬　5月中旬　9月　R8.1月　4月末
作業内容	養殖施設準備→試験養殖開始→中間育成→順次、松区第520号で本養殖開始→

1

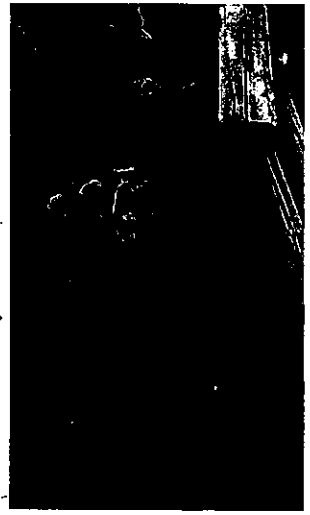
高串地区マガキの天然採苗試験養殖結果報告書（中間）

結果

・６月下旬に大型の浮遊幼生が確認される
・７月１日にホタテ殻垂下連を採苗棚に設置
・７月１５日までにホタテ殻１枚に付き数百～数千個の稚貝付着を確認、中間育成に移行。
・翌年１月より本養殖を開始
・本養殖開始後、一部でへい死が確認されたが、順調に成長中



７月７日時点の付着状況



本養殖後、翌年４月１３日時点の成長状況

課題と今後の方向性

・中間育成時の最適な垂下の高さが不明であり、本試験では比較的下部に垂下してしまい、抑制が不十分な状態で本養殖を開始することとなった。
・抑制が不十分だとカキの成長は早まるが、大型のカキは翌年の夏場にへい死しやすくなる。
・そのため、令和８年度は採苗棚の規模を大きくし、「採苗棚に垂下する高さ」別に試験区を複数設け、最適な垂下の高さを検証する。
・また、本試験で採苗したカキは、R８年の秋ごろから試験出荷を予定している。

試験養殖承認申請書

令和８年　４月　１３日

佐賀県知事　山口　祥義　様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長　川嵜　和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

1　目　的　　マガキの天然採苗試験（垂下方式）

2　水産物の名称　　マガキ（稚ガキ）

3　漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市阿漕地先　40m×30m の採苗区画 1,200 ㎡（別紙１を参照）

4　試験養殖期間　　試験養殖の承認日～令和９年４月 30 日

5　養殖の方法及び規模
１）方法　ホタテ殻垂下連を用いたマガキの天然採苗
２）規模（別紙２を参照）
40m×30m の採苗区画に縦 30m×横 3m×高さ 2.5m の採苗棚（別紙２を参照）を１基設置し、採苗棚にホタテ殻垂下連 100 連設置

添付資料
（１）理由書
（２）養殖試験計画書
（３）試験養殖区画図（別紙 1）
（４）試験養殖施設図（別紙 2）
（５）委託契約書写

理由書

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少や魚価の低迷に加え、組合員数の減少など、厳しい経営環境に置かれている。そのため、複合経営の一形態として、比較的管理労力の少ないマガキをはじめとする二枚貝養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合高串支所におけるマガキ養殖では、近年、夏季の高水温や低塩分によるへい死、さらに身入り不足による品質低下が課題となっている。また、近年の物価高騰に伴い種苗購入費用も上昇しており、養殖業者の大きな負担となっている。

これらの課題を解決する方法の一つとして、海域特性に適した天然採苗による種苗導入が挙げられる。これにより、へい死および品質低下リスクの分散が期待できるとともに、種苗購入費用の削減にもつながる。

しかし、当海域ではマガキ幼生の存在は確認されているものの、効率的な採苗技術は未確立であった。そこで、令和７年５月から令和８年２月にかけてマガキの採苗試験を実施した。その結果、採苗後の本養殖時に一部でへい死が発生したものの、全体としては概ね良好な成果が得られた。

この結果を踏まえ、令和８年５月からは規模を拡大して同試験を継続する。また、今回みられたへい死は採苗密度の過密が原因である可能性が高い。そのため、玄海水産振興センターの指導の下、適正な採苗密度および必要な採苗条件の検討を進め、安定的かつ効率的な天然採苗技術の確立を図る。

住　所　佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏　名　佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長　川嵜　和正

試 験 養 殖 計 画 書

1. 目的

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合高串支所におけるマガキ養殖では、夏季の高水温や低塩分による斃死、身入り不足による品質低下、さらに種苗購入費増加が課題となっている。

これらの問題を解決する手段の一つに、天然種苗による海域特性に合った種苗の導入が挙げられ、斃死及び身入り低下リスクの分散、さらに種苗購入費削減が期待される。

そのため、当海域におけるマガキの安定的かつ効率的な天然採苗技術の確立を図る。

2. 試験養殖の概要

1)実施場所

唐津市肥前町阿漕地先 40m×30m の採苗区画 1,200 ㎡ (別紙1を参照)

2)実施期間

試験養殖の承認日～令和 9 年 4 月 30 日

3)試験内容

a) 養殖施設

・区画面積:40m×30m＝1,200 ㎡

・採苗棚:縦 30m×横 3m×高さ 2.5m (別紙 2 を参照) 1 基

b) 試験方法

・令和8年 5 月に養殖施設(採苗棚)の準備

・5 月中旬にホタテ殻垂下連 100 連を設置し、試験養殖開始

・9 月以降、中間育成

・翌 1 月以降、成長の程度を確認し、順次松区第 520 号に移して本養殖開始

・令和9年 4 月末 施設撤去

c) 種苗の供給元および供給量(予定)

採苗につき予定なし

d) 出荷先予定

個売り、業者

e) 養殖試験従事予定者氏名

[redacted]

f) 養殖スケジュール

	R8.5月初旬　5月中旬　9月　R9.1月　4月末
作業内容	養殖施設準備→試験養殖開始→中間育成→順次、松区第520号で本養殖開始→片付け

g) 収支計画

ⅰ)支出の部 （※試験養殖実施に必要な資材・種苗等の種類・数量・金額を記載）

費目	数量	金額
採苗棚	1基	200,000円
採苗器 (ホタテ垂下連一式)	100連	60,200円

ⅱ)収入の部 （※試験出荷がある場合に記載）

未定

4. 安全対策

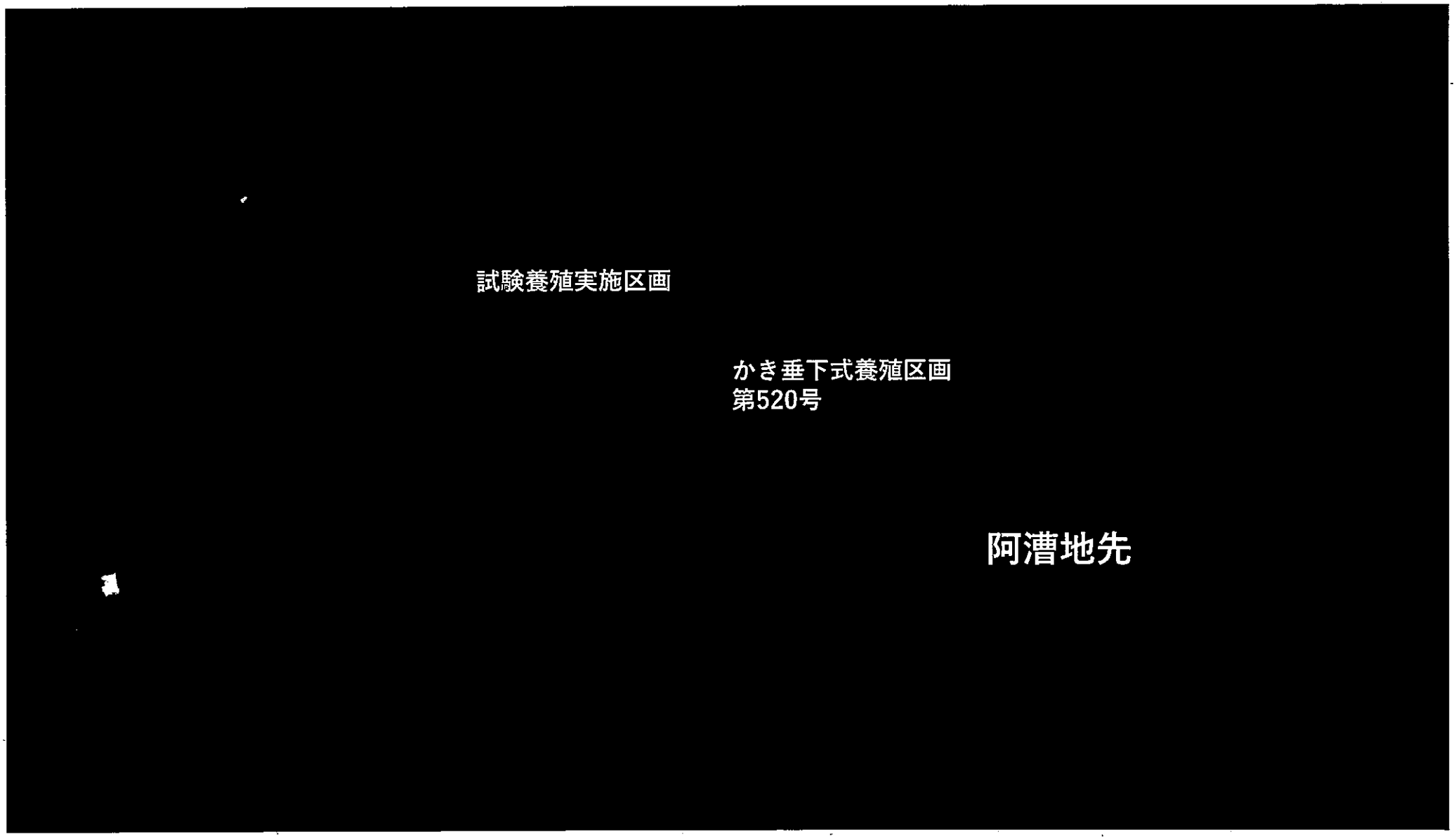
施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合　高串支所が適切に管理を行う。

5. その他

台風等の接近により流失等の恐れがある場合は、採苗棚の補強・撤去等の措置を迅速に行う。また、本施設に起因する被害が発生した場合は、当組合漁協高串支所が責任を持って対処する。

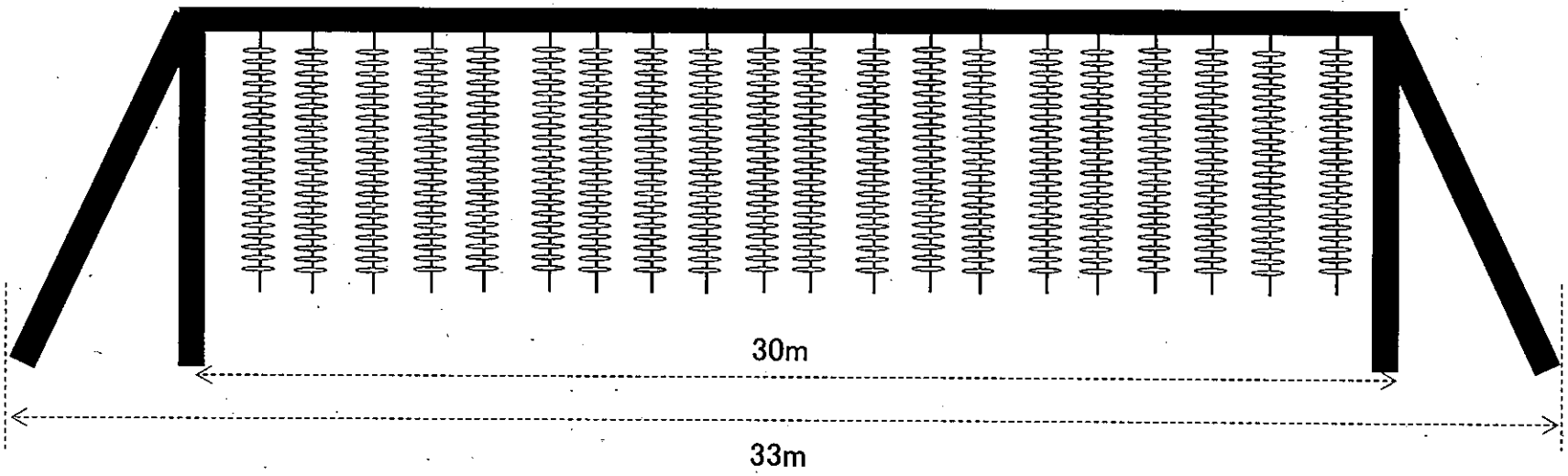
○緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合 高串支所　0955-54-1134

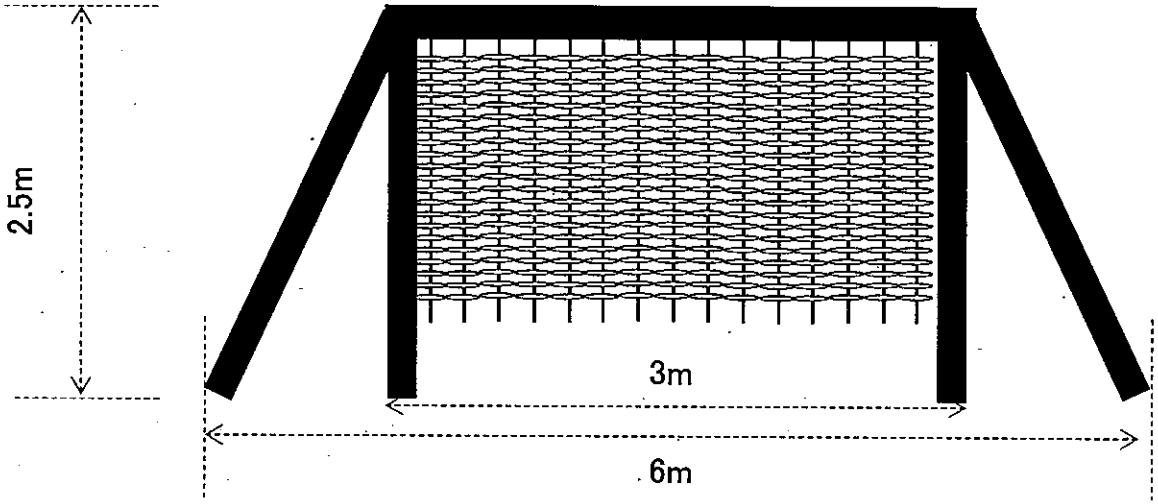

試験養殖実施区画
かき垂下式養殖区画
第520号
阿漕地先

別紙2垂直図

長辺側



短辺側



[redacted]

令和８年度マガキ天然採苗試験養殖業務委託契約書

令和８年度試験養殖の委託について、佐賀県玄海水産振興センター（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条　甲は、令和８年度マガキ天然採苗試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条　乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

２　委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条　甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条　業務の委託期間は、試験養殖承認日から１年間までとする。

（費用負担）

第5条　委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条　委託業務の履行によって得られたデータは甲に帰属し、成果物は乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

（損害賠償）

第8条　乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

（契約外事項の処理）

第9条　この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年4月13日

甲　佐賀県唐津市[redacted]
佐賀県玄海水[redacted]
所長　山浦　啓[redacted]

乙　佐賀県唐津市海岸通71[redacted]
佐賀玄海漁業協同組合[redacted]
代表理事組合長　川嵜[redacted]

水 産 第 9 5 号
令和８年４月７日

松浦海区漁業調整委員会
会長　　川 嵜 和 正　様

佐賀県知事　山 口 祥 義

潜水器漁業（うに簡易潜水器）特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第３項、第15条第２項の規定により、貴会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当　吉田
電話：0952-25-7145

潜水器漁業（うに簡易潜水器）特認許可方針（案）

第１　制限措置

（１）漁業種類

うに簡易潜水器漁業（特認）

（２）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

共同漁業権者が認めた数

（３）推進機関の馬力数

制限なし

（４）操業区域

所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内。ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内に限るものとする。

なお、前段の規定にかかわらず、松共第８号においては、松共８号第一種共同漁業権行使契約書に定める漁場の区域内に限るものとする。

（５）漁業時期

１月１日から１２月３１日まで

（６）漁業を営む者の資格

① 唐津市高島、神集島、湊、屋形石又は横野において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

③ 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

④ 潜水士免許を取得している者

⑤ 佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号。以下、「規則」という。）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者

⑥ 適切な資源管理を実践できる者

⑦ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第２　許可の有効期間

令和８年７月１日から令和９年６月３０日まで

第３　申請すべき期間

令和８年４月　日から令和８年５月　日まで

第４　条件

（１） ムラサキウニ、ガンガゼ以外のものを採捕してはならない。

（２） 操業中は、共同漁業権者と取交した、協定書（写し）を携帯しておかなければならない。

（３） 潜水器漁業を行うときは、潜水従事者以外に、操船資格を有する者を1名以上乗船させなければならない

（４） １日の操業で使用するボンベは、２００気圧ボンベ２本以内とする。

（５） 操業時間は、午前７時００分から午後５時００分までとする。

（６） 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶で、かつ許可証に記載されている船舶を使用すること。

（７） 操業中は、国際信号旗A旗板及び県が指定する操業標旗（船舷３．０メートル以上の高さ）を掲げなければならない。

（８） 操業期間終了後、漁獲成績報告書を提出すること。

（標　旗）　　地色：緑　色

字色：白　色

